

島根県報

第一、五〇五号

平成十五年九月十六日

(火曜日)

目次

告示

土地改良区の役員の変更

道路の区域の変更

選管告示

地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数

公安規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

一 (農村整備課)
一 (道路維持課)

三
四

告示

示

島根県告示第七百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年九月十六日

島根県知事 澄田信義

平田市伊野土地改良区

退任した役員の名氏及び住所

理事

原田 幹夫 平田市野郷町一七八四番地

島根県告示第七百七十号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十六日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	区	道の	路	の	区	域	管轄する土木建築事務所の名称	備考
-------	-----	---	----	---	---	---	---	----------------	----

松江市大海崎町七一七番地先から同町字石場四七〇番一地先まで

変更前後の別

敷地の幅員

延長

メートル
四・三〇〇
一七・〇〇〇

メートル
五二四・〇〇〇

後
一三・〇〇〇
三七・〇〇〇

五二四・〇〇〇

拡幅

道路改良工事

"		"		"		"		"		"		"		"	
石見福光停車場線		掛合上阿井線		飯石郡吉田村大字吉田四三三番九地先から同大字四三二四番七地先まで		飯石郡吉田村大字吉田四三三番六地先から同地番先まで		松江市大海崎町字平清水一三一番一地先から同字九番一地先まで		松江市大海崎町字灘山六九八番一地先から同市大井町字堤七二番一地先まで		松江市大海崎町字石場四四九番一地先から同字四四七番一地先まで		松江市大海崎町字石場四七〇番一地先から同町字灘山六九八番一地先まで	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	C	後 B	前 A	前 A
一一・〇〇〇 一七・〇〇〇	四・〇〇〇 六・〇〇〇	二九・〇〇〇 五三・五〇〇	一八・〇〇〇 三三・〇〇〇	二〇・五〇〇 六八・五〇〇	一六・五〇〇 二四・五〇〇	一五・五〇〇 七一・〇〇〇	一五・五〇〇 五八・五〇〇	一四・〇〇〇 四五・〇〇〇	三・八〇〇 二一・〇〇〇	一一・〇〇〇 二六・〇〇〇	一一・〇〇〇 二二・〇〇〇	二二・〇〇〇 七五・〇〇〇	二・七〇〇 一一・一〇〇	二・七〇〇 一一・一〇〇	二・七〇〇 一一・一〇〇
五二六・〇〇	五三六・〇〇	一三一・〇〇	一三一・〇〇	八五・五〇	八五・五〇	三三〇・八〇	三三〇・八〇	八四八・〇〇	八四八・〇〇	一二・五〇	一一・〇二六・〇〇	一、〇三五・〇〇	一、〇三五・〇〇	一、〇三五・〇〇	一、〇三五・〇〇
大田土木建築事務所		木次土木建築事務所		木次土木建築事務所		木次土木建築事務所		松江土木建築事務所		松江土木建築事務所		松江土木建築事務所		松江土木建築事務所	
"	"	"	"	"	"	仮設道設置	"	拡幅	"	"	"	トリプルウェイ	上記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	"	"

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十六条第一項並びに地方教育

後		前		後		前		後		前	
B	A	A		後	前	後	前	後	前	後	前
一四・〇〇〇 四五・〇〇〇	八・〇〇〇 八・五〇〇	八・〇〇〇 八・五〇〇		七・〇〇〇 二〇・〇〇〇	四・〇〇〇 一一・〇〇〇	五・〇〇〇 二五・〇〇〇	四・〇〇〇 六・〇〇〇	八・〇〇〇 一一・〇〇〇	三・〇〇〇 九・〇〇〇	五・〇〇〇 一四・〇〇〇	四・〇〇〇 五・〇〇〇
一六二・〇〇〇	一二九・〇〇〇	一二九・〇〇〇		一五七・〇〇〇	一五七・〇〇〇	九一・〇〇〇	九七・〇〇〇	九二・〇〇〇	九二・〇〇〇	一〇三・〇〇〇	一〇三・〇〇〇
浜田土木建築事務所				川本土木建築事務所							
ダブルウェイ				"							
上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。				"							

行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成十五年九月十六日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一六八、一七五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 一六八、一三二

三 地方自治法第八十条第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

八束第一選挙区	六、六八七
八束第二選挙区	五、四九三
八束第三選挙区	四、二六一
能義選挙区	四、〇〇一
仁多選挙区	四、五三三
大原選挙区	八、六〇五
飯石選挙区	五、八四〇
簸川第一選挙区	七、二六〇
簸川第二選挙区	三、九四九
簸川第三選挙区	四、四四七
邇摩選挙区	二、五一一
邑智選挙区	七、九二一
那賀選挙区	五、〇〇八
鹿足選挙区	四、九四一
隠岐選挙区	六、七九六
松江選挙区	三、九、〇七〇
浜田選挙区	二、二六二
出雲選挙区	二、一、八七〇
益田・美濃選挙区	一、四、四九五
大田選挙区	九、一六一

安来選挙区	八、二〇一
江津選挙区	六、七二九
平田選挙区	七、八七三

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 一六八、一三二

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年9月16日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

島根県公安委員会規則第13号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則(昭和33年島根県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

本則の表松江警察署乃木交番の項所管区の区域の欄中「平成町」の次に、「田和山町」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十五年九月十六日印刷
平成十五年九月十六日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
印刷 松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)